

水土里情報システム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、水土里情報システム（以下、「本システム」という。）の利用に必要な事項を定めることを目的とする。

(提供情報の著作権)

第2条 本システムで扱う個別機能に必要なデータの提供を受けた著作権は、提供する機関が有する。

ただし、基盤図データ及び本システムの著作権は、佐賀県土地改良事業団体連合会（以下、「連合会」という）が有するものとする。

(利用者の範囲)

第3条 本システムは、佐賀県水土里情報利活用推進協議会に加入し、契約した各機関の職員、並びに利用機関の責任者が認めたものが利用できる。（以下、「利用者」という。）

(利用者に提供するサービス)

第4条 利用者が利用可能なサービスの種類及び内容は、利用機関ごとに別途定めるものとする。

(利用者の責任)

第5条 利用者は本システムを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、本条に違反した利用者は、本システムの利用を停止することがある。

- 1 本システムの使用要件については、使用許諾契約において定めるものとする。
- 2 本システムの使用は、使用する空間データの精度、作成時等のデータ特性を把握したうえで行うこと。
- 3 本システム並びに本システムが提供するデータおよび印刷物を、業務以外の用途で利用、あるいは、利用機関責任者に事前に承諾を得ることなく第三者に開示あるいは提供してはならない。

附則

この規程は、平成24年11月30日から施行する。